

プレスリリース

このリリースに関する連絡先:

三島祐子
広報担当アシスタントマネージャー
03 6271 9408
yuko.mishima@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー、シチズン時計によるフレデリック・コンスタント社の株式取得において法的アドバイスを提供

【東京発 2016年8月10日】

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（所在地：東京都港区、代表パートナー：ジェレミー・ピッツ）は、シチズン時計株式会社（以下、「シチズン時計」）がスイス・ジュネーブに本社を置き、数カ国に子会社を持つ時計製造グループ **Frederique Constant** の持株会社である **Frederique Constant Holding S.A.**（以下「フレデリック・コンスタント社」）の株式 100% を取得する案件において、シチズン時計を代理しました。同社は、高級腕時計ブランドの「フレデリック・コンスタント」「Alpina」および「DeMonaco」を展開しています。本件に関わる買収金額は非公開です。

ベーカー&マッケンジーでは、ジュネーブ事務所の **Martin Anderson** をリードパートナーとし、コーポレート部門アソシエイトの **Jingjin Guo** および高級品業界に詳しいパートナーの **Hubert Gilliéron** が参加した他、東京事務所からはパートナーの近藤浩およびパートナーの渡邊早波里が本件に携わりました。

ジュネーブ事務所の **M&A** プラクティスグループの代表を務める **Martin Anderson** は「本件に関してシチズン時計と協業できたことを大変光栄に思います。本件は、同社のマルチ・ブランド戦略に貢献し、同社の企業価値および高級腕時計市場におけるポジショニングを更に高めることになるでしょう。本件は、東京事務所およびフレデリック・コンスタント社の子会社がある各国の専門家チームの協力を得て、成功に導くことが出来ました。企業のグローバル化支援における当事務所の豊富な実績が、クロスボーダー案件における当事務所の専門性の価値を最大化したといえます」と述べています。

東京事務所のコーポレート **M&A** グループの代表を務める近藤浩は「シチズン時計にとって非常に意義のある案件に関わることが出来、大変光栄に思います。ジュネーブ事務所の **Martin Anderson** と共同で代理を行ったことで、迅速かつシームレスな法的サポートを提供することが出来ました。シチズン時計のブランド・ポートフォリオを強化する重要な案件に携わることが出来、非常に喜ばしく思います」と述べています。

■ 本件における責任者



近藤 浩
コーポレート M&A グループ代表パートナー
+81 3 6271 9448
Hiroshi.Kondo@bakermckenzie.com

東京事務所のコーポレート M&A プラクティス・グループのリーダーであり、M&A、プライベートエクイティ、企業法務、労働法を専門とする。飲料食品等の日用品、製薬、通信、保険業界等における日本の大型 M&A 案件で重要な役割を担う。また、MBO や LBO を主とするプライベートエクイティ投資、企業再生、証券取引規制、独占禁止法、労使紛争処理の分野にも精通。

■ ベーカー&マッケンジーについて

ベーカー&マッケンジーは、47 か国 77 の事務所に 12,000 名以上を擁する国際法律事務所です。1949 年の設立以来、各国の言語およびビジネス環境に対する深い理解に基づく高品質のサービスを提供する法律事務所として知られています。2015 年 6 月 30 日決算期における収入は、24 億 3,000 万米ドルになります。ファームのエグゼクティブ・コミッティのチェアマンは、エデュアルド・レイティが務めています。

www.bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカー&マッケンジーの東京事務所として 1972 年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカー&マッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

www.bakermckenzie.co.jp



ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。